業務委託契約書

株式会社　　（以下「甲」という。）と、株式会社日本人事労務ソリューションズ（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して提供する研修サービス（以下「本業務」という。）の委託に関し、以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に委託する研修（以下「本研修」という。）について、本契約および個別契約（第2条に定める「申込書」）の定めに従い、その実施条件その他必要な事項を定め、円滑な研修運営を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本契約において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

① 本研修
乙が甲から受託して実施する研修、講演、セミナー、ワークショップその他これらに付随する教育サービスをいう。

② 申込書
甲が乙所定の様式により提出し、乙が受領した研修申込書その他これに準ずる書面又は電磁的方法による申込みをいう。

③ 受講者
申込書に基づき本研修へ参加する者をいう。

④ 研修資料
乙が本研修で使用又は提供するテキスト、レジュメ、スライド、演習資料その他一切の教材をいう。

第3条（個別契約の優先）

本業務の具体的な内容（実施日時、場所、形式、受講人数、委託金額等）は、申込書において定める。本契約の規定と申込書の規定が抵触する場合は、申込書の規定が優先して適用されるものとする。

第4条（研修の実施）

1. 乙は、申込書に記載された内容に従い、本研修を実施する。
2. 本研修は、次のいずれかの方法により実施する。
   ① 対面形式（集合型）
   ② リアルオンライン形式（zoom などのインターネットによるライブ配信型）
   ③ ハイブリッド形式（①を主体に②を組み合わせたもの）
   ④ その他申込書において定めた手法

第5条（委託金額および支払方法）

1. 本業務の委託金額は、申込書の定めに従う。
2. 業務に関して甲が助成金等を申請する場合、その受給の可否にかかわらず、甲は乙に対して本契約に基づく委託金額の支払義務を負うものとする。また、助成金が不支給となった場合でも、乙は一切の責任を負わないものとする。
3. 特段の定めがない限り、甲は乙が発行する請求書に基づき、乙の指定する銀行口座に振込手数料甲負担にて支払うものとする。

第6条（オンライン研修における ID/PW、URL 等の管理）

1. リアルオンライン形式、ハイブリッド研修、その他の電波媒体を含む研修において、乙が ID/PW、ならびにオンライン URL を発行する場合、これらは割り当てられた受講者本人のみが使用できるものとする。
2. 甲は、受講者に ID/PW を厳重に管理させ、第三者への共有、貸与、または複数人での動画視聴等をさせてはならない。
3. ID/PW の盗用等により甲に損害が生じた場合でも、乙の責に帰すべき事由がある場合を除き、乙は一切の責任を負わない。

第7条（キャンセル・日程変更）

1. 甲の都合により本業務の全部または一部を取り消す（キャンセルする）場合は、甲は乙に対し、以下のキャンセル料を支払うものとする。
   ① 研修開催日の 30 日前から 8 日前まで：委託金額の 30%
   ② 研修開催日の 7 日前から当日まで：委託金額の 100%
2. オンライン研修等において、すでに ID/PW が発行されている場合、前項にかかわらず原則としてキャンセルはできないものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は甲乙協議の上決定する。
3. 日程変更については、乙の講師調整が可能な範囲で対応するものとし、変更に伴い発生した実費（会場費、交通費キャンセル料等）は甲の負担とする。

第8条（著作権等）

1. 本業務に伴い提供されるテキスト、動画、カリキュラム、ノウハウ等の著作物に関する著作権は、乙または原著作者に帰属する。
2. 甲は、乙の事前の書面による承諾なく、これらの著作物を本研修の受講目的以外で複製、改変、転載、または第三者へ提供してはならない。

第9条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本業務の遂行に伴い相手方から開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、厳重に管理し、本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示・漏洩してはならない。
2. 前項の義務は、本契約終了後も永続的に有効とする。

第 10 条（個人情報の取扱い）

乙は、本業務を通じて取得した受講者の個人情報を、個人情報保護法および乙のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱うものとする。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ自己及び自己の役員、従業員その他本契約の履行に関与する者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、保証する。
   ① 暴力的な要求行為
   ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
   ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
   ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
   ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
   ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
   ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
   ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
   ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
   ⑤ 前項各号に掲げる行為を行った場合

4. 甲及び乙は、自ら又は本契約に関連する業務の全部若しくは一部を委託する第三者（パートナー講師、研修にかかるその他の業務の再委託先を含む。以下「再委託先」という。）が、第 1 項及び第 2 項に該当しないことを確約し、将来にわたってもこれらに該当しないことを保証する。

5. 甲及び乙は、再委託先が第1項又は第2項に該当することが判明した場合には、速やかに当該再委託契約を終了させる等、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

6. 甲及び乙は、自ら又は再委託先が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否するとともに、速やかに相手方へ報告し、必要に応じて警察その他関係機関へ相談するなど、適切な対応を行うものとする。

7. 前項の規定により本契約を解除した当事者は、これにより相手方に生じた損害について何らの責任を負わないものとする。

8. 前項の解除により損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第 12 条（瑕疵担保責任および損害賠償）

1. リアルオンライン研修において、甲または受講者側のインターネット環境や PC トラブルによる受講不能については、乙（貴社）は責任を負わない
2. 乙が本業務の履行に際し、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、乙は、甲に現実に生じた直接かつ通常の損害を賠償するものとする。ただし、賠償額は当該個別契約の委託金額を上限とする。

第 13 条（協議・管轄）

1. 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。
2. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書面を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年　　月　　日

（甲）

住所：

氏名：　　印

（乙）

住所：東京都中央区日本橋茅場町1−3−12岡地茅場町ビル4F

氏名：株式会社日本人事労務ソリューションズ

代表取締役　井上　大輔　　印